

広島県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
山源山乃花株 式会社	尾道市向東町三五 〇二―五	デイサービスセ ンターいちよう の樹	尾道市向東町三三 〇一―五九	平成二六年六 月一日